

令和6年度から補助内容が一部変わっています！

グリーン社会に資する省エネ型改修や新型コロナ感染対策に対応した改修も対象となります！

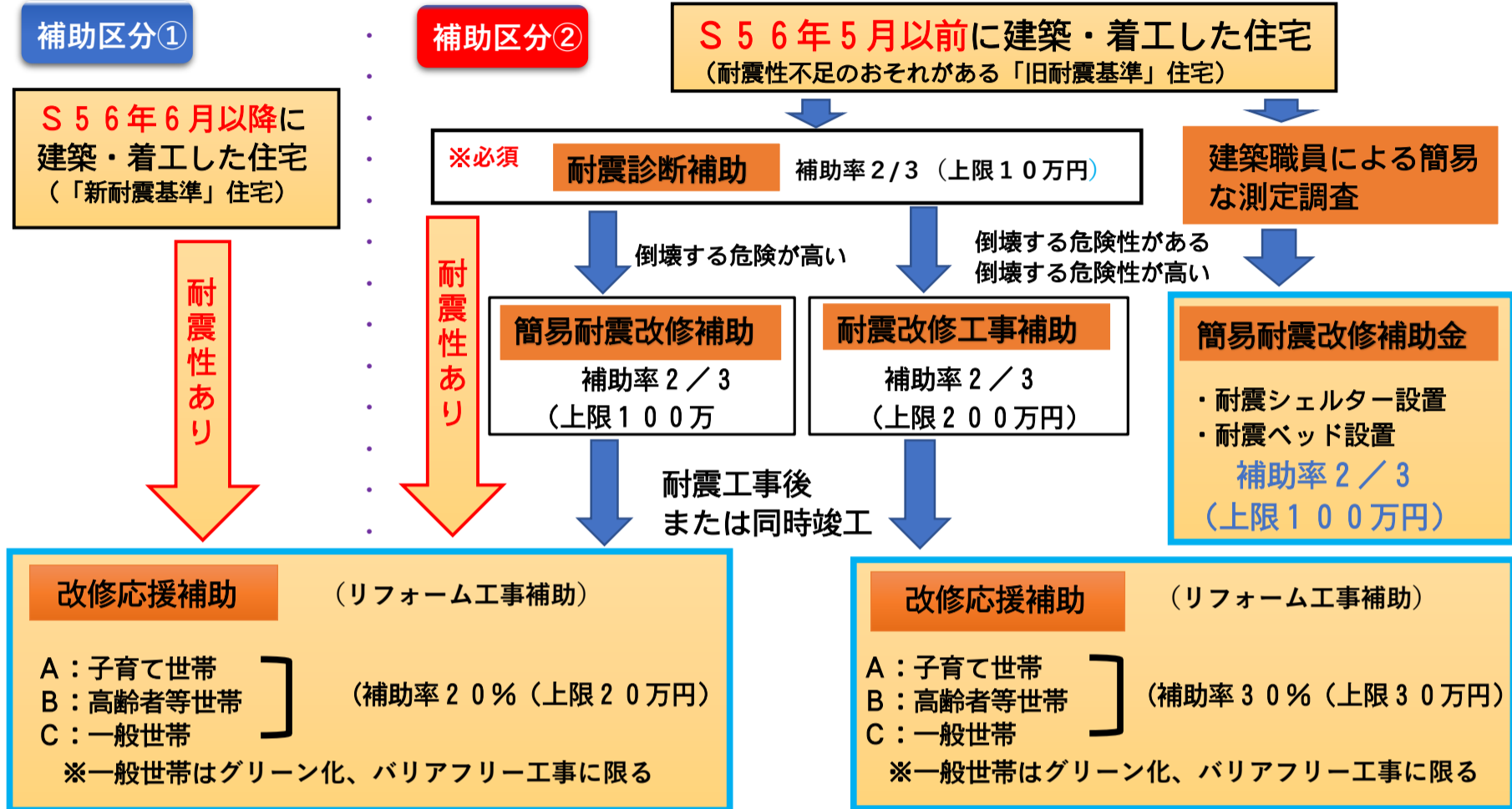


令和
6年度

家族の”絆”応援 ～家族で支えあう、家を支える～

鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業

～住宅のリフォームや耐震化補助により、安全で快適な住環境づくりを応援します！～

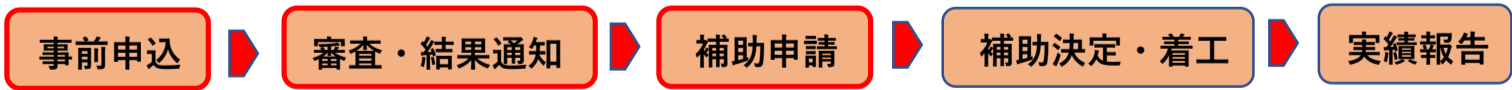


- ※子育て世帯のうち三世帯同居世帯は10万円加算
- ※子育て世帯のうち3人以上の子どもと同居している世帯は10万円加算
- ※市外からの転入世帯が中古住宅を購入し改修する場合は10万円加算（転入後1年以内）
- ※市外からの転入世帯が中古住宅を購入し改修する者のうち居住誘導区域内等の改修においては10万円加算（転入後1年以内）
- ・居住誘導区域内等とは、鹿屋市立地適正化計画に定める居住区域又は地域生活拠点維持区域内で詳細は鹿屋市HP参照又はお問い合わせください。

- ※昭和56年5月以前建築・着工の住宅は、耐震診断を受けることが条件です。
- ・耐震性ありの場合は、直接リフォーム補助が利用できます。
- ・耐震性不足の場合は、耐震改修工事を行う場合に限りリフォーム補助が利用できます。
- ※ただし、耐震シェルターの設置・耐震ベッドの設置に関しては、建築職員による簡易な測定調査を実施し設置できることとする。

※世帯区分	A：子育て世帯	高校生以下（4月1日現在で18歳未満）の子どもが同居する世帯
	B：高齢者等世帯	65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障がい者手帳、3級以上の精神保健福祉手帳、B1以上の療育手帳の交付を受けている方が同居する世帯
	C：一般世帯	上記以外の世帯

手続（事前申込・補助申請）



	受付期間（土日祝除く）	受付会場	受付時間	補助申請期間
事前申込	令和6年5月7日（火）～24日（金）	市役所4階 建築住宅課	9:00～12:00 13:00～16:00	令和6年6月3日（月）～7月31日（水） （業務完了期限令和7年2月28日）

※予定件数を超えた場合は抽選とする

	抽選日	抽選会場	受付時間	抽選時間
抽選会	令和6年5月31日（金）	市役所7階 大会議室	（一）9:00～9:30 （子）10:30～11:00 （高）13:00～13:30	（一般）9:40～10:20 （子育て）11:10～12:00 （高齢者等）13:40～14:30

補助事業の内容（補助要件など）

補助区分①

昭和56年6月1日以降に建築
（「新耐震基準住宅」）

- 専用住宅、併用住宅（居住部分）、集合住宅（専有部分）が対象
- 居住者が所有又は2親等以内の者が所有する住宅
- 対象工事費（主に住宅本体工事費）が20万円以上であること
- 一般世帯についてはグリーン化、バリアフリー工事に限る



改修応援補助金

（リフォーム補助）

- A：子育て世帯
- B：高齢者等世帯
- C：一般世帯

補助率20%
（上限20万円）

※一般世帯はグリーン化、バリアフリー工事に限る
※耐震改修工事（区分②STEP2-I）を行う住宅は、補助率・額が異なります

補助区分②

昭和56年5月31日以前に建築
（耐震性不足のおそれがある旧耐震基準住宅）

- 専用住宅、併用住宅（居住部分1/2以上）が対象 ※集合住宅は対象外
- 貸家も対象（所有者・居住者双方の承諾が必要） ※1
- 耐震診断・耐震改修（設計・監理）は耐震診断技術者が行なうこと



STEP 1-I

耐震診断補助

補助率 2/3
（上限10万円）



耐震診断結果（木造の場合）

評点(Iw)	地震に対する安全性
1.0以上	倒壊する危険性が低い
0.7以上	倒壊する危険性がある
0.7未満	倒壊する危険性が高い

- ※1 耐震診断技術者 鹿児島県建築士事務所協会、鹿児島県住宅・建築総合センター等が行う講習を受講した建築士
- 耐震診断のみ、耐震診断と耐震改修工事を行う場合も申請できます。

STEP 1-II

建築職員による
簡易な測定調査

STEP 2-I

耐震改修工事補助

補助率 2/3（上限200万円）
※Iw値を1.0以上にする工事

STEP 2-II

簡易耐震改修工事補助

補助率 2/3（上限100万円）
・Iw値を0.7以上（かつ+0.2以上）にする工事
・耐震シェルターの設置工事
・耐震ベッドの設置工事

STEP 2-III

簡易耐震改修工事補助

補助率 2/3（上限100万円）
・耐震シェルターの設置工事
・耐震ベッドの設置工事

STEP 3

改修応援（リフォーム）補助へ

補助の条件（各区分共通）

補助対象者	○市内に居住及び住民登録をしており、市税の滞納がない者。 （耐震診断・耐震改修工事については、市内に住宅を所有する市外住民も対象）
補助要件	○補助申請後に、市から「補助金等交付決定通知書」が届いてから診断・工事を行い、事業完了期限までに完了し、2週間以内に市に実績報告を行なうこと。 ○他の住宅関連制度と工事内容が重複していないこと。 ○申請補助金ごとに、過去に市から同様の補助を受けていないこと。
施工業者	○市内に本社、支社、営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者で、市税の滞納がない業者が行うこと。



問い合わせ先

鹿屋市建設部 建築住宅課（本庁舎4階）
TEL 0994-43-2111（内3471）
FAX 0994-41-2936

《注意》

業者の対応に不安や疑問をもったら、すぐに契約せず、下記へ相談してください！！

- ・鹿屋市消費生活センター（0994-31-1169）
- ・住まいるダイヤル（0570-016-100）

★詳しくは、『申請の手引き』をご覧ください。市ホームページや建築住宅課、各総合支所産業建設課で入手可能